

岩手県選挙管理委員会告示第50号

不在者投票ができる病院等の指定（昭和45年岩手県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和6年7月2日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

改正前		改正後	
1 病院		1 病院	
名 称	所在地	名 称	所在地
[略]		[略]	
内丸病院	[略]	内丸病院	[略]
<u>松園第一病院</u>	<u>盛岡市東黒石野三丁目2番</u> <u>1号</u>		
特定医療法人盛岡つなぎ温 泉病院	[略]	特定医療法人盛岡つなぎ温 泉病院	[略]
[略]		[略]	
一関病院	[略]	一関病院	[略]
<u>西城病院</u>	<u>一関市八幡町2番43号</u>		
県立磐井病院	[略]	県立磐井病院	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			